

## 平成17年7月秋田市議会定例会提出予定案件

	件名	説明
	<p>「 条 例 案 」 10 件</p>	
1	<p>秋田市水防協議会条例の一部を改正する件</p> <p>・水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第37号):平成17年5月2日公布。同年7月1日施行</p>	<p>改正理由 水防法の一部改正(平成17年法律第37号)に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 水防法を引用している規定の整備を行う。</p> <p>施行期日 公布の日から</p>
2	<p>秋田市市税条例の一部を改正する件</p> <p>・地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号):平成17年3月25日公布。一部の規定を除き、同年4月1日施行</p>	<p>改正理由 地方税法の一部改正(平成17年法律第5号)に伴い、前年の合計所得金額が125万円以下の65歳以上の者に対する個人市民税の非課税措置の廃止等をするため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 前年の合計所得金額が125万円以下の65歳以上の者に対する個人市民税の非課税措置を廃止する。</li> <li>2 公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止する。</li> <li>3 特定口座で管理されていた株式が発行会社の清算終了等により無価値化した場合は、無価値化による損失を株式等の譲渡損失とみなして株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用することとする。</li> </ol> <p>施行期日 平成18年1月1日から。個人市民税に係る経過措置を規定する。</p>
3	<p>秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する件</p>	<p>改正理由 保戸野地区コミュニティセンターを設置するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 保戸野地区コミュニティセンターを保戸野中町6番12号に設置する。</p> <p>施行期日 平成17年8月1日から。指定管理者の指定の手續に係る経過措置を規定する。</p>

4	秋田市介護保険条例の一部を改正する件	<p>改正理由 地方税法の一部改正（平成17年法律第5号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 地方税法を引用している規定の整備を行う。</p> <p>施行期日 平成18年1月1日から</p>
	<p>・地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）：平成17年3月25日公布。一部の規定を除き、同年4月1日施行</p>	
5	秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する件	<p>改正理由 民法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 用語の整理を行う。</p> <p>施行期日 公布の日から</p>
	<p>・民法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号）：平成16年12月1日公布。平成17年4月1日施行</p>	
6	秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件	<p>改正理由 建築基準法の一部改正（平成16年法律第67号）等に伴い、特例容積率の限度の指定申請手数料等を定めるとともに規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 4の(6)の手数料に係る認定を受けて工事を行う場合の確認申請手数料は、通常の手数料の2分の1とする。</li> <li>2 小荷物専用昇降機の確認申請手数料をエレベーター等の建築設備の確認申請手数料と同額とする。</li> <li>3 小荷物専用昇降機の完了検査申請手数料をエレベーター等の建築設備の完了検査申請手数料と同額とする。</li> <li>4 次の手数料を新設する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定申請手数料</li> <li>(2) 特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料</li> <li>(3) 特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料</li> <li>(4) 景観地区における建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積の特例許可申請手数料</li> <li>(5) 景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</li> <li>(6) 既存の1の建築物について行う2以上の工事の全体計画又は当該全体計画</li> </ol> </li> </ol>
	<p>・建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成16年法律第67号）：平成16年6月2日公布。平成17年6月1日施行</p> <p>・景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第111号）：平成16年6月18日公布。一部の規定を除き、同年12月17日施行</p>	

		の変更の認定申請手数料 施行期日 公布の日から												
7	秋田市手数料条例の一部を改正する件  ・所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号):平成17年3月31日公布。一部の規定を除き、同年4月1日施行	改正理由 租税特別措置法の一部改正(平成17年法律第21号)に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの 改正要旨 租税特別措置法を引用している規定の整備を行う。 施行期日 公布の日から												
8	秋田市営住宅条例の一部を改正する件	改正理由 市営住宅の共同施設として牛島清水町集会所を設置するため、改正しようとするもの 改正要旨 牛島清水町集会所を牛島西四丁目29番に設置する。 施行期日 公布の日から												
9	秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する件	改正理由 赤れんが郷土館の分館として旧金子家住宅を設置し、その観覧料等を定めるため、改正しようとするもの 改正要旨 1 旧金子家住宅を大町一丁目3番31号に設置する。 2 旧金子家住宅の観覧料は、普通観覧料にあつては1人100円、団体観覧料(20人以上の団体)にあつては1人80円とする。 3 旧金子家住宅と民俗芸能伝承館は、どちらか一方の観覧料で両方を観覧できることとする。 4 旧金子家住宅の使用料は、次のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="815 1621 1358 1787"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>9:00~12:30</td> <td>13:00~16:30</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1,030円</td> <td>1,030円</td> </tr> <tr> <td>土蔵</td> <td>1,030円</td> <td>1,030円</td> </tr> </tbody> </table> 施行期日 平成17年7月28日から	区分	午前	午後		9:00~12:30	13:00~16:30	和室	1,030円	1,030円	土蔵	1,030円	1,030円
区分	午前	午後												
		9:00~12:30	13:00~16:30											
和室	1,030円	1,030円												
土蔵	1,030円	1,030円												
10	秋田市火災予防条例の一部を改正する件  ・消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律(平成16年法律第65号):平成16年6月2日公布。一部の規定を除	改正理由 消防法の一部改正(平成16年法律第65号)等に伴い、住宅用防災機器の設置および維持に関する基準等を定めるため、改正しようとするもの												

き、同年12月1日施行

- ・消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成16年政令第325号):平成16年10月27日公布。平成18年6月1日施行
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成17年政令第23号):平成17年2月18日公布。同年4月1日施行
- ・住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成16年総務省令第138号):平成16年11月26日公布。平成18年6月1日施行
- ・住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年総務省令第11号):平成17年1月25日公布。平成18年6月1日施行
- ・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成17年総務省令第34号):平成17年3月22日公布。同年10月1日施行
- ・特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号):平成17年3月25日公布。平成19年4月1日施行
- ・住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成17年総務省令第41号):平成17年3月25日公布。平成19年4月1日施行

## 改正要旨

- 1 燃料電池発電設備の位置、構造および管理の基準について規定する。
  - 2 屋外に設ける気体燃料を使用する出力10キロワット未満の内燃機関を原動力とする発電設備について、その使用に際し異常が発生した場合において安全を確保するための措置が講じられたものは、建築物から3メートル以上の距離を保つことを要しないこととする。
  - 3 火を使用する設備に附属する煙突に係る基準は、構造に応じ支枠で固定すること等のほか、建築基準法施行令の例によることとする。
  - 4 住宅の関係者は、5および6に定める基準に従って、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下「住宅用防災警報器等」という。)を設置し、および維持しなければならないこととする。
  - 5 住宅用防災警報器を設置すべき住宅の部分は、寝室、寝室のある階(避難階を除く。)の階段等とする。
  - 6 住宅用防災報知設備の感知器を設置すべき住宅の部分は、5と同様とする。
  - 7 一定のスプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置した場合は、住宅用防災警報器等の設置を免除することとする。
  - 8 消防長等が、4から6までの基準によらなくとも、火災の発生等のおそれが著しく少なく、かつ、火災による被害を最少限度に止めることができると認めるときは、4から6までの規定は、適用しないこととする。
  - 9 高齢化の進展の中で住宅の火災予防の推進が重要な課題であること等から、寝室等のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる部分にも住宅用防災警報器等の設置に努めることとする旨の市民の責務を規定する。
  - 10 出力10キロワット未満の燃料電池発電設備および屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備のうち、その使用に際し異常が発生した場合において安全を確保するための措置が講じられたものは、消防署長への設置の届出を要しないこととする。
- 施行期日 一部の規定を除き、平成18年

6月1日から。この条例の施行の際、現に存する住宅における住宅用防災警報器等又は現に新築等の工事中の住宅に係る住宅用防災警報器等が4から7までの基準に適合しないときは、当該住宅用防災警報器等については、平成23年5月31日までの間、4から7までの規定は、適用しない旨の経過措置その他所要の経過措置を規定する。

「 単 行 案 」 21 件

- 11 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

特別職の職員の給与に関する条例を一部改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの

・専決年月日 平成17年4月26日

改正要旨

平成17年5月に支給する給料に限り、市長の給料月額を現行の119万円から20%減額し、95万2千円としたもの

施行期日

公布の日(平成17年4月26日)から

専決処分した理由

市長の給料月額の減額について急施を要し、議会を招集する暇がなかったため

根拠法：地方自治法第179条第3項

- 12 秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

地方税法の一部改正(平成17年法律第5号)に伴い、市税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの

・専決年月日 平成17年3月31日

改正要旨

1 肉用牛の売却による事業所得および特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例期限を延長したもの

2 その他規定を整備したもの

施行期日

平成17年4月1日から。個人市民税および固定資産税に関して経過措置を規定した。

専決処分した理由

地方税法の一部改正に伴い、市税の賦課徴収について急施を要し、議会を招集する暇がなかったため

根拠法：地方自治法第179条第3項

地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号：平成17年3月25日公布、同年4月1日施行)

13	<p>秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正（平成17年総務省令第64号）に伴い、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を一部改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p>
	<p>過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正（平成17年総務省令第64号：平成17年3月31日公布、同年4月1日施行）</p>	<p>・専決年月日 平成17年3月31日</p> <p>改正要旨</p> <p>固定資産税の課税免除の対象となる事業設備等の取得価額および取得期限を改めたもの</p> <p>施行期日</p> <p>平成17年4月1日から。適用についての経過措置を規定した。</p> <p>専決処分した理由</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除について急施を要し、議会を招集する暇がなかったため</p> <p>根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
14	<p>平成16年度秋田市一般会計補正予算（第7号）に関する専決処分について承認を求める件</p>	<p>市債の額の確定に伴う市債の起債限度額の補正等のため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決年月日 平成17年3月31日</p> <p>・市債の補正額 763,100千円</p> <p>・補正後の市債予算額 20,063,600千円</p> <p>専決処分した理由</p> <p>起債限度額の補正等について急施を要し、議会を招集する暇がなかったため</p> <p>根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
15	<p>平成16年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第2号）に関する専決処分について承認を求める件</p>	<p>市債の額の確定に伴う市債の起債限度額の補正等のため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決年月日 平成17年3月31日</p> <p>・市債の補正額 1千円</p> <p>・補正後の市債予算額 40,664千円</p> <p>専決処分した理由</p> <p>起債限度額の補正等について急施を要し、議会を招集する暇がなかったため</p> <p>根拠法：地方自治法第179条第3項</p>

16 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についての協議に関する件

秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の合併に伴い、関係地方公共団体で協議の上、構成団体を脱退・加入させることについて、議会の議決を求めようとするもの

- ・ 関連する合併(脱退団体 加入団体)
- ・ 男鹿市、若美町 男鹿市
- ・ 湯沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村 湯沢市
- ・ 本荘市、矢島町、岩城町、由利町、西目町、鳥海町、東由利町、大内町 由利本荘市
- ・ 昭和町、飯田川町、天王町 湯上市
- ・ 大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町、太田町 大仙市
- ・ 鷹巣町、森吉町、阿仁町、合川町 北秋田市
- ・ 比内町、田代町 (大館市に編入)

根拠法：地方自治法第290条

17 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少および秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する件

秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の合併等に伴い、関係地方公共団体で協議の上、構成団体を脱退・加入させるとともに、同組合規約を一部変更することについて、議会の議決を求めようとするもの

- ・ 関連する合併等

16に記載の市町村合併のほか、これに伴う一部事務組合の解散・名称変更

根拠法：地方自治法第290条

18 住居表示の実施区域および当該区域における住居表示の方法を定める件

住居表示の実施区域と方法を定めようとするもの

実施区域	実施面積	住居表示の方法
御所野地区	0.106km <sup>2</sup>	街区方式
秋田駅東拠点地区	0.001km <sup>2</sup>	街区方式

根拠法：住居表示に関する法律第3条第1項

19 町および字の区域を変更する件

住居表示の実施に伴い、町および字の区域を変更しようとするもの

変更後の町の区域	変更前の町・字の区域
< 御所野地区 > 御所野地蔵田五丁目	四ツ小屋小阿地字坂ノ下、四ツ小屋小阿地字狸崎、四ツ小屋末戸松本字地蔵田の各一部
< 秋田駅東拠点地区 > 東通仲町	手形字西谷地、榎山字長沼、中通七丁目の各一部

根拠法：地方自治法第260条第1項

20 町および字の区域を変更する件

秋田駅東拠点地区土地区画整理事業の施行に伴い、町および字の区域を変更しようとするもの

変更後の字の区域	変更前の町・字の区域
手形字西谷地	手形字山崎、榎山字長沼、中通七丁目の各一部

根拠法：地方自治法第260条第1項

21 市道路線を廃止する件

秋田駅東口駅前広場の整備に伴い重複した路線等を整理するため、廃止しようとするもの

・ 廃止路線 4 路線 延長1,667.50m

根拠法：道路法第10条第3項

22 市道路線を変更する件

秋田都市計画道路の変更により、市道路線を変更しようとするもの

・ 変更路線 2 路線 延長 142.20m

根拠法：道路法第10条第3項

23 市道路線を認定する件

宅地造成に伴い新設された道路等を市道路線に認定しようとするもの

・ 認定路線 22路線 延長6,777.50m

認定後の市道総延長 約1,946Km

根拠法：道路法第8条第2項

24 秋田市保戸野地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件

保戸野地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの

・ 指定管理者

秋田市保戸野中町6番12号

保戸野地区コミュニティセンター管理  
運営委員会 会長 大島生次

・ 指定の期間

平成17年8月1日～平成19年3月31日

根拠法：地方自治法第244条の2第6項

25	秋田市大森山動物園会計への繰入額を変更する件	<p>大森山動物園会計の事業推進のための一般会計からの繰入額を変更しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更前 338,333千円以内</li> <li>・変更後 338,833千円以内</li> <li>・変更額 500千円増</li> </ul> <p>根拠法：地方財政法第6条</p>
26	秋田市固定資産税地理情報システム構築業務委託契約を締結する件	<p>固定資産税地理情報システム構築業務委託契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約金額 530,250,000円</li> <li>・契約先 (株)パスコ秋田支店</li> <li>・履行期限(最終) 平成22年3月31日まで</li> <li>・業務概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空写真撮影を行い、地番現況図、家屋現況図等を作成し、固定資産税地理情報システムを構築</li> <li>・統合型地理情報システムの基礎データの一部作成</li> </ul> </li> </ul> <p>根拠法：地方自治法第96条</p>
27	市道飯島金足線（飯島工区）橋梁新設工事請負契約を締結する件	<p>市道飯島金足線（飯島工区）橋梁新設工事の請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事場所 飯島字芋田地内他</li> <li>・契約金額 142,800,000円</li> <li>・契約先 (株)エム・テック秋田営業所</li> <li>・工期 平成18年3月24日まで</li> <li>・工事概要 橋長 L=69m 橋梁上部工、P C 橋架設工</li> </ul> <p>根拠法：地方自治法第96条</p>
28	市道飯島金足線（飯島工区）道路新設工事請負契約を締結する件	<p>市道飯島金足線（飯島工区）道路新設工事の請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事場所 下新城笠岡地内他</li> <li>・契約金額 164,430,000円</li> <li>・契約先 (株)村上組</li> <li>・工期 平成18年3月24日まで</li> <li>・工事概要 道路築造 W=24m、L=803m 道路土工、排水工、路盤工、舗装工、道路付属施設工</li> </ul> <p>根拠法：地方自治法第96条</p>

29	北野田公園屋外施設整備工事請負契約を締結する件	<p>北野田公園屋外施設整備工事の請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事場所 河辺北野田高屋字小高地内</li> <li>・契約金額 397,950,000円</li> <li>・契約先 鹿島・岡精・田口建設工事共同企業体</li> <li>・工期 平成18年3月27日まで</li> <li>・工事概要 給水施設工、雨水排水施設工、汚水排水施設工、電気設備工、テニスコート設備工、広場工、公園施設工、構内通路工、進入道路施設工、舗装工</li> </ul> <p>根拠法：地方自治法第96条</p>
30	八橋硬式野球場大規模改修工事請負契約を締結する件	<p>八橋硬式野球場大規模改修工事の請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事場所 八橋運動公園1番地内</li> <li>・契約金額 220,500,000円</li> <li>・契約先 加賀伊土建(株)</li> <li>・工期 平成18年2月28日まで</li> <li>・工事概要 メインスタンド、内野スタンド、観覧席ベンチ、バックネット、既存障害者用便所改修</li> </ul> <p>根拠法：地方自治法第96条</p>
31	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車を購入入れる件	<p>災害対応特殊化学消防ポンプ自動車を購入入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約金額 47,250,000円</li> <li>・契約先 猿田興業(株)</li> <li>・納期 平成18年3月17日まで</li> <li>・主要諸元 条件 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 型</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">全長 7.98m以下 全幅 2.50m以下 乗車定員 6名 水槽容量 2,500 L 泡消火薬液槽 500 L</p> <p>根拠法：地方自治法第96条</p>
<b>「 予 算 案 」 5 件</b>		
32	平成17年度秋田市一般会計補正予算(第1号)の件	資料別紙
33	平成17年度秋田市土地区画整理会計補正予算(第1号)の件	資料別紙

34	平成17年度秋田市大森山動物園会計 補正予算（第1号）の件	資料別紙
35	平成17年度秋田市介護保険事業会計 補正予算（第1号）の件	資料別紙
36	平成17年度秋田市水道事業会計補正 予算（第1号）の件	資料別紙
<b>「 決算認定 」 5 件</b>		
37	平成16年度秋田市病院事業会計決算 認定の件	資料別紙
38	平成16年度秋田市水道事業会計決算 認定の件	資料別紙
39	平成16年度秋田市交通事業会計決算 認定の件	資料別紙
40	平成16年度秋田市下水道事業会計決算 認定の件	資料別紙
41	平成16年度雄和町水道事業会計決算 認定の件	資料別紙
<b>「 追加提案 」</b>		
<b>「 人事案 」 2 件</b>		
42	秋田市固定資産評価員の選任について 同意を求める件	現評価員大山幹弥氏の辞任（平成17年7 月31日付）に伴い、その後任について同意 を求めるもの 根拠法：地方税法第404条第2項
43	人権擁護委員の候補者の推薦について 意見を求める件	現人権擁護委員の奥山彌佐子氏の任期満 了（平成17年9月30日）に伴い、その後任 候補者の推薦について意見を求めるもの 根拠法：人権擁護委員法第6条第3項